

広島県告示第千三百六十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

大林町百五十二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

広島市安佐北区						郡市・区
大林町						町
						大字
根谷		川平			根谷	字
一四八番	一六二番二	一二二〇二番一	一二二一一番一	一二二一五番一	一四四番一	地番
標柱九号及び一〇号		標柱四号及び五号			標柱二号	標柱番号
標柱六号、七号及び八号		標柱三号			標柱一号	